

銀行の女子行員がオンラインシステムの預金端末機を不正に操作して預金の振替入金を行った行為につき電子計算機使用詐欺罪(刑法246条ノ2)の成立を認めた事例

有印私文書偽造、同行使、詐欺、電子計算機使用詐欺被告事件
大阪地裁昭和63年10月7日判決、有罪(確定)判例集未登載、
判例時報1295号151頁

大 山 弘

1. 事実の概要

裁判所の認定した「罪となるべき事実」は以下のとおりである。

被告人Xは、大阪市西区九条1丁目10番19号所在の株式会社第一勧業銀行九条支店に勤務し、預金・為替業務に従事していたものであって、A(昭和23年7月12日生)と親密な交際をしていたもの、被告人Yは、Aの親しい友人であるが、

被告人Xは、

(ア) 別表(省略)記載のとおり、昭和62年7月27日午後2時55分から同年9月4日午前8時39分頃までの間、3回にわたり、第一勧業銀行九条支店において、同銀行オンラインシステムの預金端末機を操作して、東京都渋谷区渋谷2丁目13番3号所在の同銀行東京事務センターに設置され同銀行の預金の残高管理、受入れ、払戻し等の事務処理に使用される同システムの電子計算機に対し、実際には振替入金の実態がないにもかかわらず、被告人Xの同支店普通預金口座(総合口座取引のもの)に20万円、30万円、20万円の振替入金があったとする虚偽の情報を与え、同電子計算機に接続されている記憶装置の磁気ディスクに記録された同口座の預金残高を47,527円、171,446円、49,582円として財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、合計70万円相

当の財産上不法の利益を得た。

(イ) Aと共謀のうえ、同年9月9日午後零時38分頃、第一勧業銀行九条支店において、被告人Xが、前記預金端末機を操作して、前記電子計算機に対し、実際には振替入金の事実がないにもかかわらず、Aが知人Bから預金を払い戻すことを認められている同人の同支店普通預金口座（総合口座取引のもの、預金残高100円）に90万円の振替入金があったとする虚偽の情報を与え、前記磁気ディスクに記録された同口座の預金残高を90万100円として財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、よって、90万円相当の財産上不法の利益を得た。

(ウ) 被告人兩名は、Aと共謀のうえ、偽造した振込依頼書を用い、第一勧業銀行九条支店から予め開設しておいた株式会社三和銀行野田支店C名義普通預金口座に振込名下に入金させて利得しようと考え、同年9月29日午後11時頃、大阪市港区波除（番地省略）甲野マンション107号被告人X方において、A及び被告人Yが、行使の目的をもって、ほしいままに予め入手しておいた第一勧業銀行九条支店備付けの振込依頼書用紙1枚の振込先欄に「三和」銀行「野田」支店、受取人欄に「C」、金額欄に「45,000,000」等と記載するなどしたうえ、依頼人欄に「大和証券（株）西支店」と冒書し、もって、大和証券株式会社西支店作成名義の金額4,500万円の振込依頼書1通を偽造し、同月30日午前11時頃、第一勧業銀行九条支店において、被告人Xが、同支店為替担当係員に対し、右偽造に係る振込依頼書1通をあたかも真正に成立したもののように装い他の正規の振替依頼書とともに回付して行使し、同係員Dをしてその旨誤信させ、よって、同日午前11時23分頃、同女をして同支店為替端末機を操作させて全国銀行データ通信システムを通じ同支店から同市福島区吉野3丁目27番19号三和銀行野田支店C名義普通預金口座に金4,500万円を振込入金させ、もって、右同額の財産上不法の利益を得た、ものである。

2. 判決の内容

裁判所は、前記（ア）及び（イ）の事実について電子計算機使用詐欺罪（刑法246条ノ2）の成立（イの事実については、X・Aの共同正犯）を認め、前記（ウ）の事実については、有印私文書偽造罪（刑法159条1項）、同行使罪（刑法161条1項）、詐欺利得罪（刑法246条2項）の成立（X・Y・Aの共同正犯）を認め、Xに対して懲役2年、Yに対して懲役1年6月執行猶予4年を言い渡し、同判決は確定した。

なお、Aについては、本判決当時、公判係属中であったが、大阪地裁平成元年2月13日判決で懲役2年の言渡しがなされた（朝日新聞平成元年2月13日夕刊〈大阪〉）。

3. 研 究

（1） 刑法246条ノ2は、「前条ノ外人ノ事務処理ニ使用スル電子計算機ニ虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘテ財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録ヲ作り又ハ財産権ノ得喪、変更ニ係ル虚偽ノ電磁的記録ヲ人ノ事務処理ノ用ニ供シテ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ10年以下ノ懲役ニ処ス」と定めている。

周知のとおり、この電子計算機使用詐欺罪は、昭和62年5月27日第108回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律により、電磁的記録不正作出・供用罪（刑法161条ノ2）、電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法234条ノ2）、電磁的記録毀棄罪（刑法258条・259条追加修正）とともに新設されたものである。本罪新設の趣旨としては、今日、銀行業務をはじめとする種々の取引において、債権債務の管理、決済、資金移動などの財産権の得喪、変更の事務が、電磁的記録に基づいて自動的に処理されるという、人の関与がこれまでよりも希薄な取引形態が増加しているなかで、例えば、銀行のオンラインシステムにおいて、虚偽のデータを入力して預金元帳ファイルの残高を勝手に増額させる行為や、

虚偽の残高が記録されたICカードやプリペイドカードを使用してサービスの提供を受ける行為は、詐欺罪の要件である人に対する欺罔行為がなく、また窃盗罪の要件である財物の占有移転を伴わないため、これらの規定で的確に処罰することが困難となってきたことから、これらの行為を適切に処罰しようとするものであるとされている（米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』〈昭和63〉113頁以下（的場純男執筆部分）参照）。以上の立法趣旨から明らかであるように、本条（246条ノ2）は、これまでの財産罪規定ではどうしても対応できないようなコンピュータを使用した不法利得行為を捕捉して、処罰の間隙を埋めるという限定された目的をもつものである。従ってコンピュータに関連するあらゆる不法利得行為を処罰対象としているのではなく、限定された要件の下での利得行為のみを対象としているのである。また、「前条ノ外」の文言から明らかであるように本罪は詐欺罪の類型として構成されている。これは、コンピュータがいわば人によって事務処理を行なう場合において、コンピュータを悪用して財産上不法の利益を得る行為は、人を欺罔して財産上不法の利益を得る詐欺罪に近いものと考えられた結果であるとされている（鶴田六郎・商事法務1113号18頁参照）。つまり二項詐欺罪における欺罔・錯誤・処分行為の要件を省いて、機械は錯誤に陥らないという障害を立法的に解決したものである。このことから、コンピュータシステムを利用したとしても、その利用過程のどこかに「人」すなわち、当該財産の具体的処分権限を有する者が介在し、そこに欺罔・錯誤・処分行為が認められるときには、本罪ではなく詐欺利得罪（246条2項）が適用されることになる。

本罪の行為形態は2つである。まず、本条前段に規定されている行為は、他人のコンピュータシステム内にある財産権の得喪、変更に係る電磁的記録を真実に反する内容に改変する行為、つまり備付型の電磁的記録の入力・処理段階での不正操作である。例えば、不正な振替操作を行なうことによって、オンライン化された銀行の預金元帳ファイルに架空入金記録を作る、あるいは虚偽の弁済記録を作るといった行為が当初から典型例として立案当局によって示さ

銀行の女子行員が・・・電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例（大山 弘）

れていた（米澤編・前掲書115頁）のであるが、本件被告人の行為はまさにこの行為形態に属するものであり、このあと詳しく検討する。本条後段に規定された行為は、犯人の手中にある、つまりコンピュータシステム外にある（主として携帯型の）内容虚偽の電磁的記録をコンピュータによる他人の事務処理の用に供する行為である。例えば、内容虚偽のテレホンカードを使用して通話する行為や、磁気処理された定期券を自動改札機に挿入して乗車する行為等がこれに該当する。

「財産上不法ノ利益ヲ得」とは、従来一般的には財物以外の財産的利益を不法に得ることであるが、本罪において特徴的なことは、詐欺利得罪のように被欺罔者などによる直接の財産的処分行為を経て得られる利益とは異なり、事実上財産を自由に処分することができる地位を得ること、債権者の追及が事実上不可能に近い状態を現出して債務の支払いを免れる可能性を得ること等を意味する点である。これはコンピュータシステムの普及に伴う事務処理・取引形態の変化に対応した文言の解釈であるといえよう（米澤編・前掲書129頁参照）が、本罪の既遂時期は個々のシステムによって大きく異なることになる。

（２） 本判決は、この電子計算機使用詐欺罪を適用した最初の裁判例であり、今後同種の事件の先例となりうるので、以下では本罪の適用についてやや詳細な検討を加えることにする。

本件（ア）及び（イ）の事実について裁判所は246条ノ2の前段に規定された行為及び結果を認定している。

246条ノ2前段に規定されている「人ノ事務処理に使用スル電子計算機ニ」についてその内容を確認しておく、まず「人」とは他人、つまり犯人以外の者をいい、法人・団体も含まれる。「事務処理」とは、立案当局によれば、財産上、身分上、その他の人の生活関係に影響を及ぼしうると認められる事柄の処理をいい、それ自体が業務として行なわれる事務か否か、法律的な事務か否か、財産上の事務か否かを問わない（米澤慶治・衆議院法務委員会議録第4号〈昭和62年5月22日〉22頁）とされている。しかし本罪の罪が財産犯であり、

また従来の背任罪における「事務ヲ処理スル」の解釈と同様に解しうるとすれば、ここでは財産上の事務、つまり財産の保存・利用・改善を図るための事務処理であると考えられる。本条前段の「電子計算機」については、定義規定もなく、また立案当局の解釈も示されていない。しかし本条の立法趣旨や保護法益及び本条前段が予定している行為類型等を考慮するとき、本条前段の「電子計算機」は金融寄附（銀行・郵便局・各種公庫・農協・証券会社・各種保険会社・信販会社・金融会社）の業務用コンピュータであると解することができる。さらに、前述のごとく本罪が詐欺利得罪の補充類型として位置付けられていることから、そこにはいわばコンピュータ・セキュリティの網の目をかいくぐるということを指定することができ、その意味で、ある程度のセキュリティシステム（例えば、大蔵省や警察庁等の関連官庁の協力でまとめられた『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準』（昭和61年）にそったセキュリティシステム）が装備されている金融機関の業務用コンピュータに限定することができるであろう。そこで本件の場合当てはめてみると、(ア)と(イ)の事実において裁判所は「東京都渋谷区渋谷2丁目13番地3号所在の同銀行東京事務センターに設置され同銀行の預金残高管理、受入れ、払戻し等の事務処理に使用される同システムの電子計算機」を「人ノ事務処理ニ使用スル電子計算機」に当たるとしており、以上の解釈に照らしても、これについてとくに異論はないものと思われる。

次に「虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘテ」についてその内容をみてみると、「虚偽ノ情報」とは当該システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報をいい、「不正の指令」とかは当該システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、与えるべきでない指令をいい、「与へ」とは、これらの情報又は指令を入力することをいう（米澤編・前掲書121頁以下）。本件の場合(ア)、(イ)いずれの事実についても、銀行がコンピュータを使用して行なう事務処理の目的、すなわち顧客との債権債務関係に基づいて正確で確実な預金残高管理、受入れ、払戻し等を行なうとい

銀行の女子行員が…電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例（大山 弘）

う目的に照らすとき、被告人Xは資金の裏付けが全くないのに振替処理をしているのであるから、結局のところ架空の入金データ、つまり内容が真実に反する情報を入力していると解することができよう。従って、裁判所が被告人Xの預金口座への20万円、30万円、20万円、及びBの預金口座への90万円の各振替入金処理操作を「虚偽ノ情報」を「与へ」たものと認定したのは適切であろう。

さらに「財産権ノ得喪、変更ニ係スル不実ノ電磁的記録ヲ作り」につきその内容を確認しておく、まず「財産権ノ得喪、変更ニ係ル電磁的記録」とは、金銭的価値を内容とする権利の得喪、変更の事実又はその得喪、変更を生じさせるべき事実を記録した電磁的記録であって、まさにその電磁的記録の内容の変動そのものが、ある人の財産権ノ得喪、変更を表示しているという結果を生じさせるような電磁的記録をいうとされている（米澤・前掲衆議院法務委員会議録16頁参照。なお「電磁的記録」については刑法7条ノ2を参照）。かくしてここにいう「係ル」とは、記録内容の変動と財産権ノ得喪、変更との直結性を意味するものと解せられる。ところがこれに対して、「係ル」という文言は、「記録の出（更新）と事実上の財産権ノ得喪、変更の間の直接的あるいは必然的な関連を表現するためである」（米澤編・前掲書118頁）とする見解がある。この見解によれば、必然的な関連さえあれば、たとえ間接的であってもよいことになるので、具体例をめぐってはその限界づけは必ずしも一義的ではないように思われる（詳細は、拙稿『中山、神山編・コンピュータ犯罪に関する刑法一部改正（注釈）改訂増補版』126頁以下参照）。しかしいずれにせよ、金融機関の業務用コンピュータの内にある顧客元帳ファイル上の預金債権その他債権債務関係の記録がこれに該当することについて異論はない。なお「不実ノ」とはいうまでもなく内容が真実に反する状態を意味する。そこで本件の場合をみてみると、裁判所は（ア）及び（イ）の事実につき、「同電子計算機に接続されている記憶装置の磁気ディスクに記録された同口座の預金残高を47,527円、171,446円、49,582円とし」また「90万100円とし」たことをもって、「財産権

ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録」を作ったものと認定しており、この点に関しても裁判所の判断は妥当であろう。

「財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタ」の意義については前述したように、事実上財産を自由に処分することができる地位を得ること、又は第三者に得させることであるから、本件（ア）の事実においては、Xは上述の行為によって自己の預金口座から合計70万円をいつでも自由に引き出せる地位を獲得したと考えられ、本件（イ）の事実においては、同様にXの行為によって共犯者Aがその知人Bの預金口座から合計90万円をいつでも自由に引き出すことができる地位を得たとみることができるであろう。従って、この点についても裁判所の判断は妥当であろう。

以上の考察から、（ア）及び（イ）の事実について裁判所が刑法246条ノ2を適用したことは適切であったように思われる。

次に（ウ）の事実について検討してみよう。ここでは裁判所は、有印私文書偽造・同行使罪とともに詐欺利得罪（246条2項）の成立を認めている。認定事実によれば、被告人Xは、A及び被告人Yとの共謀に基づく偽造（有印私文書偽造）にかかる振込依頼書1通を、第一勧業銀行九条支店の為替担当係員Dに、他の正規の振替依頼書とともに回付し（偽造有印私文書行使）、そしてその依頼書に基づいてDが為替端末機を操作して三和銀行野田支店C名義の預金口座に振込入金している。つまり一連の振込入金処理過程の中に、（ア）及び（イ）の事実とは異なり、Dの行為が介在している。前述のように電子計算機使用詐欺罪は補充類型であり、欺罔・錯誤・処分行為の要件を省いて、機械は錯誤に陥らないという障害を立法的に解決したものであるので、コンピュータシステムを利用したとしても、その過程のどこかで「人」、すなわち当該財産の具体的処分権限を有する者が介在し、そこに欺罔・錯誤・処分行為が認められるときには電子計算機使用詐欺罪は成立しないことになる。しかし逆にそこに「人が」介在するとしても、当該財産の具体的処分権限を持たない者、たとえばコンピュータの機械的操作に従事する者（オペレーターなど）の場合には、むしろ

銀行の女子行員が…電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例（大山 弘）

る「人」を「道具」として利用する、つまり電子計算機使用詐欺罪の間接正犯が成立しうると考える余地もあろう。本件において裁判所は、為替担当係員Dを預金債権の具体的処分権限者としてとらえたうえで、Xの欺罔行為、Dの錯誤、Dの処分行為をそれぞれ認めたのである。本判決の「量刑の理由」の中で述べられているところの、「銀行業務が多忙となる月末」においては「振替依頼書に必要な出納印や振替印が押捺されているかをいちいち厳密に確認しなくなっているという銀行業務の実情」というものをどの程度まで顧慮するののかも一応問題になるように思われるが、やはりXが偽造振込依頼書を正規の振込依頼書に混ぜてDに回付した点、そしてDがその偽造振込依頼書を正規のものとして誤解した点に、それぞれXの欺罔行為とDの錯誤は認められるであろう。しかし、Dに具体的処分権限ありとした裁判所の判断はどうであろうか。認定事実においては、Dについて「第一勧業銀行九条支店為替担当係員」としか示されていないため、同支店においてDの職務上与えられていた具体的な権限の内容は明らかにされていないように思われる。この点については、本件の検察側の確定記録に基づいた鶴田六郎（法務省刑事局参事官）氏の解説が参考になる。すなわち、第一勧業銀行では「為替端末機の操作は、権限事項等管理票によって権限を付与され、オペレーションカードを同銀行から貸与された特定の行員のみがこれを行うことができるものとされており、他の行員による照査の手続きを経ないで送信を行ういわゆるダイレクト送信の権限は、X支店（同銀行九条支店を指す＝筆者注）では為替担当係員である被告人甲（被告人Xを指す＝筆者注）とM女（Dを指す＝筆者注）の二名に与えられているに過ぎなかったこと、為替担当係員の職責として、およそ資金提供のない振込送信を行うべきでないことはもとより、同銀行内部規定にも、振込送信を行う場合の要件・手続も定められていて、これに則りその判断で振込送信をすべきものとされている」（鶴田六郎・警察学論集42巻1号154頁）とのことである。このような事実関係に照らしてみればはじめて、鶴田参事官も指摘されているように、Dは為替端末機の単なる機械的操作に従事している者ではなく、振込送信について特に

権限を与えられ、かつ送信に可否について自己の判断で確認・決定する責任を負っている者であったと認められ、当該預金債権の具体的処分権限を有する者といえよう。そうだとすれば、詐欺罪成立の要件である処分行為もあったものと考えられ、結局、電子計算機使用詐欺罪の間接正犯ではなく、Dを被欺罔者とする詐欺利得罪が成立するものと考えることができよう。今後、246条2の適用については、コンピュータシステムによる処理過程に介在する者の権限と職責についての具体的な内容と範囲のより厳密な検討・確定であるように思われる。

(3) ところで、本件の認定事実のなかには出ていないこと(起訴されていない事実)であるが、当時の本件の事件報道(朝日新聞昭和62年11月8日付朝刊〈大阪〉)及び前出の鶴田参事官の解説によれば、本件(ア)及び(イ)の事実に先行するXの行為があった。すなわち、被告人Xは、第一勧業銀行九条支店の顧客で知人のKが同支店に定期預金口座等を有していながら預金口座等を有していながら預金通帳等を同支店の貸金庫に預けたままにしていることに乗じて、K名義の普通預金通帳を新たに作成し、それを使って(ア)及び(イ)のそれぞれの行為に及んでいたのである(鶴田・前掲148頁参照)。Xのこの行為については不起訴であり、その理由について鶴田参事官も何ら触れておられない。この場合、検察官はXに当該通帳を作成する権限があると解し私文書のいわゆる無形偽造にあたりと判断したのであろうか。しかし、もしそうだとしたら当該通帳作成につき名義人Kの事前の承諾がない点で問題があるように思われる。

つぎに(イ)及び(ウ)の事実の後の行為について考えてみよう。これについても判決には出てこないし、また起訴もされていない。しかし鶴田参事官の解説によれば、(イ)の事実の後、同日、Aが知人BのCDカードを使って他銀行の支店の現金自動払出機から現金190万円を引き出している(手数料を含め約100万円が当座貸越)という事実があり、また(ウ)の事実の後、早速Y及びAが三和銀行本店で振込入金に係る4,500万円を引き出していたのである(鶴

銀行の女子行員が…電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例（大山 弘）

田・前掲148、149頁参照）。まず、(イ)の事実が続く事後行為について、つまりAがCDカードを使って現金を引き出した場合を考えてみよう。他人の預金口座からCDカードによって現金を不正に引き出す行為は、当該現金の管理者たる当該引き出し銀行に対する窃盗罪に当たると解するのがこれまでの判例・通説である（例えば、東京高判昭和55年3月3日判例時報975号132頁、その他の判例、及び学説につき、拙稿「コンピュータ不正利用と財産罪」犯罪と刑罰第3号73頁以下参照）。従ってこれまでの判例・通説に従うならば、本件の場合も、190万円のうち少なくとも90万円（不正入金された金額）についての引き出し行為は窃盗罪に当たり、そうなれば電子計算機使用詐欺罪と窃盗罪との罪数関係が問題になりえたようにも思われる。窃盗罪について起訴がなかった点について、鶴田参事官は、「本罪（電子計算機使用詐欺罪＝筆者注）をもってその刑責を問えば刑政の目的を十分達し得るとの観点からと思われる」とし「事件処理としては極めて簡明にして実務的処理であるといえよう」（鶴田・前掲156頁）とされている。しかしながら、理論的にみれば、当該Aの行為を窃盗罪に当たるとみることで自体に疑問がないとはいえず（つまり、預金を引き出すことにつきBの事前承諾があり、しかもBの真正なCDカードを使用しているのであるから、それは銀行の意思に反した占有移転といえるのであろうか、むしろその意思に基づく処分があったとみるべきではないか。）、あるいは、電子計算機使用詐欺罪を状態犯としてとらえて現金引き出し行為をその金額の多少を問わずいわゆる不可罰的事後行為（又は共罰的事後行為）と解すれば、電子計算機使用詐欺罪のみが成立すると考えることができよう（罪数関係につき、拙稿『中山、神山編・コンピュータ犯罪に関する刑法一部改正〈注釈〉改訂増補版』133頁以下参照）。いずれにせよ、Aの当該行為についての処理は理論的には必ずしも明解であるとはいえないように思われる。次に(ウ)の事実が続く行為、つまりY及びAが三和銀行本店で4,500万円を引き出した行為について考えてみよう。4,500万円の引き出し方法について、銀行窓口から引き出したのか、CD機から引き出したのかは明らかではないが、4,500万円という

金額の大きさ、及ぶ本判決の量刑理由の中でXらが「Yに筆跡を変えるよう練習させた」とあることからみて、おそらく銀行窓口で引き出したものと思われる。そうだとすれば、YおよびAはC名義の普通預金通帳と記名、押印、金額記入した預金払戻し請求用紙を窓口行員に提出して現金を取得したことになるであろうから、その行為は財物詐欺罪（246条1項）に当たるようにもみえる。そうなれば、Xの行為が2項詐欺罪に当たり、Y及びAの行為が1項詐欺罪に当たることになり、共犯関係を前提に両罪の関係が問題となる。そしてこの両罪の関係については周知のとおり、判例は包括して246条の一罪の成立を認める立場をとっている（大判明44・5・23刑録17・747、福田平『注釈刑法〈6〉』249頁参照）。しかしいずれにせよ、この点については事実関係が明らかでなく、また鶴田参事官も何ら論及されておられないので、これ以上論じることはできない。

最後に、本件（ア）及び（イ）の事実については、検察官の起訴どおり電子計算機使用詐欺罪のみが適用されたのであるが、さらに私電磁的記録不正作出罪（161条ノ2の1項）の成否が問題になるように思われる。すなわち、本件のごとく、銀行の顧客元帳ファイル上に記録されている預金残高が、161条ノ2の1項にいう「事務処理ノ用ニ供スル権利、義務、又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録」に当たるということについてはこれまでとくに異論はなく（米澤編・前掲書86頁、加藤敏幸『中山、神山編・コンピュータ犯罪等に関する刑法一部改正〈注釈〉改訂増補版』78頁以下参照）、また同条同項にいう「不正ニ作り」とは、権限なく又は権限を濫用して電磁的記録を作ることであり、本条新設に際しての立案当局の説明によれば、「データの入力等について一定の権限を有するとはいえ、システムの設置運営主体との関係においてその補助者として真実のデータを入力すべき義務のある者が、その権限を濫用して虚偽のデータを入力し、データの入力等の機会を利用して本来その者の与えられた権限の範囲内では作ることが許されない記録を作出する行為」がこれに当たるとされ（米澤編・前掲書87頁）、具体的には「入出金のデータの入力を任せられている銀

銀行の女子行員が…電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた事例（大山 弘）

銀行の行員が、真実のデータを入力すべきこととされているにもかかわらずその権限を濫用して虚偽の入金データを端末機から入力し、預金元帳ファイルにその旨の記録を作出する行為」があげられている（米澤編・前掲書95頁）。本件の場合、Xは勤務先である第一勧業銀行九条支店にある銀行オンラインシステムの端末機を操作して、同銀行東京事務センターに設置されている同銀行の残高管理、受け入れ、払戻し等の事務処理に使用される同システムの電子計算機に架空の入金情報を与え、同電子計算機に接続されている記憶装置の磁気ディスクに記録された残高記録を改変させたのであるから、上述の要件に該当するようにみえる。ただ、161条ノ2の1項にいう「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」が問題になるかもしれない。立案当局によれば、「人の事務処理を誤らしむる目的」とは「不正作出された電磁的記録が用いられることにより、犯人以外の者の事務処理を誤らせるという目的」（米澤編・前掲書85頁）とされており、本件の場合、これを「銀行の預金残高管理事務を誤らせる目的」と解するならば、これに該当するように思われる。そうだとすれば、本件の場合、私電磁的記録不正作出罪も成立しうる余地があるように思われる。さらに、私電磁的記録不正作出罪の成立を前提にすれば、Xの不正作出行為による預金残高記録は、その作出行為の完了と同時にそのまま、銀行の事務管理のために使用される電子計算機において用いられうる状態になっているので、不正作出電磁的記録供用罪（161条ノ2の3項）も成立することになる。なぜなら、161条ノ2の3項にいう「人ノ事務処理ノ用ニ供シ」とは「不正に作出された電磁的記録を、他人の事務処理のため、これに使用される電子計算機において用い得る状態に置くこと」をいい、「顧客元帳ファイルの記録のような備付型電磁的記録については、作出行為が完了し、それを当該事務処理に用いる状態に置くこと」（米澤編・前掲書90頁）をいうからである。以上のように考えると、本件の場合、結局、私電磁的記録不正作出・供用罪も成立し、電子計算機使用詐欺罪との観念的競合の関係になるように思われる（両罪の関係につき、米澤編・前掲書143頁、加藤・前掲書85頁、95頁、拙稿・同書137頁参照）。本件において

検察官は、161条ノ2の1項、3項につき上述の解釈とは全く別の解釈をした結果、というよりも、むしろ「電子計算機使用詐欺罪をもってその刑責を問えば刑政の目的を十分達し得るとの観点」から、のみならず、手続法上の問題、とくに銀行の磁気ディスク上の記録についての捜索・差押、検証・鑑定、及び証拠能力をめぐって新たな問題が生じる可能性があることから（詳細は、新保佳宏『中山、神山・コンピュータ犯罪等に関する刑法一部改正〈注釈〉改訂増補版』145頁以下参照）、これを考慮して起訴をしなかったのではないかと思われる。いずれにせよ、電子計算機使用詐欺罪と電磁的記録不正作出・供用罪との関係からは明らかになっていないのである。

* 本稿は、平成元年9月30日に同志社大学にて開催された刑事判例研究会で報告したものに後日、加筆したものである。

(1989.11.12.稿)